

〔本人確認書類の例〕

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

確定申告書の発送に代わる「確定申告のお知らせ」の送付について

平成28年分の確定申告から、次に該当される方には、申告書に代えて、「確定申告のお知らせ」が送付されることになります。

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の「納期限」及び「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載している「はがき又は通知書」です。

○送付物が変更される方

確定申告書が送付されていた方のうち、平成27年分の「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で書面により提出された方

- 役場による相談会場
- 税理士会による無料相談会場
- 青色申告会、商工会及び商工会議所による相談会場

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」の利用について

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書や所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して送信することができるほか、印刷して書面で提出できますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

○確定申告書等作成コーナーに関する情報

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>

○e-Taxに関する情報 国税庁ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

振替納税制度のご利用を

所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税の方法に、振替納税制度があります。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手間が少なく済みます。新たに振替納税制度を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

納税は期限内に！

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は申告期限と同じ3月15日（水）です。期限内に納税をお済ませください。また、振替納税を利用している方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。納期限を過ぎますと、延滞税が必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎0884-22-0414

